

第 1 3 回小浜市農業委員会議事録 (縦覧用)

と き 令和 3 年 6 月 2 8 日 (月) 午後 4 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番 赤尾裕子	2 番 松井和幸	
4 番 和田千代	5 番 松尾志信	6 番 早俊夫
		9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

欠席委員

7 番 福永吉孝	8 番 河嶋幸男	

遅刻委員

3 番 東清俊		

出席事務局 北村 G L、奥村、田中

令和 3 年 6 月 2 8 日（月）午後 4 時 0 0 分小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室において、第 1 3 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第 5 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 5 3 号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第 5 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 5 5 号 現況証明申請について
- 議案第 5 6 号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について
- 報告第 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について

【議長】皆さん、こんにちは。大変、お忙しい中第13回の小浜市農業委員会に出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、事務局より報告をお願いします。

(令和3年6月農業委員会活動報告)

【議長】はい、ありがとうございます。次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として9番 岡田委員、1番 赤尾委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、5番 松尾委員、6番 早委員でした。

それでは、『議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。なお、1番案件につきましては、前回の第12回農業委員会からの継続審議であります。申請人の呼び出しをしており、後ほど申請人から顛末の説明などを受けることとします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。4件ございます。

番号1、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、2筆ございます。所在地番、〇〇〇〇、〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに畑。面積は89㎡、310㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況でございますが、自作地5472㎡。作付作目は野菜。労働力の確保としまして1人。機械所有等状況は耕うん機1台、田植機1台およびトラクター1台は借りる予定とのことでございます。解除条件はありません。備考としまして先月の農業委員会からの継続審議案件でございます。議案書を2枚お捲りください。番号1の調査書となっております。こちらには先月と同じものをつけさせていただいております。第2項第1号、全部効率利用、第4号、農作業常時従事、第7号、地域調和につきまして、支障がある可能性としてチェックをつけさせていただいている状況でございます。なおこの後、申請人からの聴取によりまして、この調査書に基づきまして3条の許可ができるかどうかご検討いただきたいと思います。また、須縄の3条取得農地でございますが、現地調査の後、先週の金曜日から草刈・整地作業中とのことで今朝、現地の状況を写真でとってきましたのでのちほど説明をさせていただきます。2ページお戻りいただきまして議案に戻ります。

続きまして、番号2、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、2筆ございます。〇〇〇〇、〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに田。面積は1300㎡、701

m²。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況でございますが、自作地10,265m²。作付作目は水稲と野菜。労働力の確保としまして1人。機械所有等状況はトラクター2台、田植機2台、耕うん機2台、コンバイン2台。解除条件はありません。議案書を3枚お捲りください。番号2の調査書となっております。第2項第1号から第7号につきましてはこちらに記載をさせていただきますとおり、該当しないと判断させていただきます。第2項第5号下限面積についてですが譲受人が耕作の事業に供すべき農地は内外海地区の下限面積10アールを超えます。作付作物につきましては〇〇〇〇は既に譲受人が耕作をしておりますして引き続き水稲を栽培することです。〇〇〇〇につきましては現在は不耕作地ですが譲受人が水稲を栽培することです。それでは議案書を3枚お戻りください。

続きまして番号3、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。申請土地の表示、2筆ございます。所在地番、〇〇〇〇、〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに田。面積は1171m²、635m²。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況でございますが、自作地3223m²、借入地、貸付地はありません。作付作目は水稲と野菜。労働力の確保としまして1人。機械所有等状況はトラクター1台。田植機1台とコンバイン1台は親戚から借りるとのことです。解除条件はありません。議案書を4枚お捲りいただきますと番号3の調査書となっております。第2項第1号から第7号につきましてはこちらに記載をさせていただきますとおり、該当しないと判断させていただきます。第2項第5号下限面積についてですが譲受人が耕作の事業に供すべき農地は国富地区の下限面積50アールを超えます。作付作物につきましては水稲を栽培することです。それでは議案書を4枚お戻りください。

続きまして番号4、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。申請土地の表示、2筆ございます。所在地番、〇〇〇〇、〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに田。面積はそれぞれ992m²。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況でございますが、自作地23565m²、借入地27777m²。作付作目は水稲と野菜。労働力の確保としまして2人。機械所有等状況はトラクター1台。田植機1台とコンバイン1台です。解除条件はありません。議案書を4枚お捲りください。番号4の調査書でございます。第2項第1号から第7号につきましてはこちらに記載をさせていただきますとおり、該当しないと判断させていただきます。

す。第2項第5号下限面積についてですが譲受人が耕作の事業に供すべき農地は今富地区の下限面積40アールを超えます。作付作物につきましては既に譲受人が耕作をしておりますして引き続き水稻を栽培するとのことです。議案書の説明は以上でございます。続きまして番号1の案件につきましては前で説明させていただきます。先月も見えていただきましたが〇〇の農地の状況でございます。こちらが国道162号線です、〇〇の集落の住宅がある裏側の農地でございます。平成30年12月29日時点ではこういった状況です、この黄色い枠で囲ったところが3条での取得農地になります。先月の5月13日には草が生えて管理が出来ていない状況です、今回現地調査で見に行っていた際も同じような状況だったのですが、先週の金曜日から整地作業に入られたということで今朝現地確認させていただきました。こちらの手前については草が刈り取られて非常に綺麗な状態になりまして、奥の2枚につきましては刈った草を固めてあるような状況でそれを撤去して手前のような農地にしていく計画と聞いております。それがこの部分の状況です。こちらについてはまだ草が刈られてないような状況ですね。通路とかは草が刈られています。ということで、金曜日から作業に取り掛かっているというような状況でございます。説明は以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。続いて、現地調査委員の報告をお願いします。

【6番委員】それでは現地確認の結果を報告させていただきます。住所は〇〇でございます。場所的には赤で囲んでございますように〇〇小学校と〇〇の間です。ここに二箇所ございまして、確認させていただきましたが草は生えておりますけれど、草を刈り取って農地に戻すということです、この件については農地に戻していただければ問題なしということで報告させていただきます。次、〇〇ですね、これが集落の中に入って行く市道で、この辺に車をおいて徒歩で現地まで向かいました。これをまた農地に戻すということですが、そんなに簡単にいかんのではないかなと自分では思ってますけど、戻していただければならやっただいて全然問題ないので問題なしということで報告させていただきます。4番目、〇〇です。〇〇の162号線と〇〇線の道沿いでこれが高速です。推進委員の〇〇さんですので、非常に綺麗に耕地を引き受けて耕作されていまして、これはほんまに優良な問題なしです。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。ここで、1番案件につきまして、申請人から顛末の説明などを受けることとします。申請人の入室をお願いします。

<申請人が入室する>

【議長】本日は大変お忙しい中、ありがとうございます。申請人は自己紹介を

していただきまして、平成30年に取得した農地が現在の状態に至ったことと、今回農地を取得することとなったことの経緯の説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【申請代理人】行政書士の〇〇でございます。今回、〇〇で申請させていただきました当事者、譲受人の〇〇さんでございます。平成30年の10月29日に許可をいただきました。それが今の段階では草が生えた状態になっていて、実際、現在のところは刈ってしまっていて、農地にするべく動いています。それは事務局にも確認いただいたようですし、私もここに写真もございます。顛末書もお持ちさせていただいているんですけど、顛末書ではなかなか言葉足らずで通じないかなと思っていて、質問いただければいいかなと思いますし私に分かることは説明させていただきますし、〇〇さんに説明していただくこともあるかなと思います。今の現状としまして〇〇のところですが機械を入れて草を刈っている最中です。状態は周りの人や〇〇さんにも聞きました。水はあるんですがなかなかこない。周りがほとんど田んぼしていないということで水を引っ張るのも困難で、水だけではないんですけど、それが事情というわけではないんですけど、なかなか手が回らなかったとこれが諸事情ということでご理解いただきまして、できれば田んぼやなしに畑、果樹園として、実際に栗が2本と柿の木が植わってまして、果樹園としてやらせていただきたいなということでございます。説明は以上で何かご質問ありましたらよろしくお願いいたします。

【議長】はい、ありがとうございます。皆さん何かご質問等ございませんか。

【9番委員】今、あらかたご説明をいただいたので、当然、農地法についても理解されていると受け止めてをさせていただきましたし、今後の利用方法については水利が出来ないので果樹園ということをお聞きしたんですが、今回どういうところについて果樹園という予定なんですか。例えば、具体的には、前回のごちゃまぜになるとあかんで、前回についても多分水利であるとか、その辺の確保は出来ているのかどうか、ということと、具体的に何を作付けされる予定なのか、草を刈られたという説明は聞いたんですけど、農地法の主旨からいくと農業の用に供する、耕作をするということが前提なんです。だから、草刈をしました、だからオーケーということではないということの理解の上で具体的な作付けの計画をご説明いただきたい。

【申請代理人】〇〇さんとも打ち合わせをさせていただきました。さっき、説明させていただきましたとおり、栗と柿の植わっている写真ですけど、果樹園として栗だとか柿とか、今、具体的な説明は出来ないんですけど、果樹園となるような栗だとか柿、梅、ブルーベリー、レモンや、柚子やと熊にやられないという話もありますので、具体的に何本植えるとかそこまで決めてはないので

すけど。〇〇さんが言ってたのは〇〇の話で、〇〇の方も茶畑と柿や梅が植わってましてちょうど同じような状態なんです。それも梅やとか柚子などの熊やイノシシに食べられないようなそういうものを植えたいなど。〇〇の茶畑の方は〇〇で釜いり茶をやってまして、その延長として茶畑をやりたいなど思っています。

【議長】はい、ありがとうございます。他にございませんか。今、詳細を聞かせてもらったんですけど、今後どのようにされるのか聞かせてほしかったんですけど、今言われたそんなことでなるべく遊休農地を減らしていただくために今後努力をしていただくということを伺いました。他に何か質問ございましたら。

【申請人】すみません、当事者からも今までの成り行きといいましようか、なかなか〇〇の案件に対しましても、地主であった方がまず最初に私のところにいらした時に住んでいる家を売却したい、という話からでありまして、それならということで家の話をしてましてちょうど買っていただけの方が見つかってよかったと思っていたら、実は全部を買ってほしいと、こういう話になりました。裏に田んぼがいっぱいあったり山もあったんです。買われる方が若い方だったので、ここも一緒に買ってもらうことは出来ないか、お金はそんな高いものはいらないということで話もしたんですけど、やはり今の若い人なので、家以外は何もいらないというようなこともありまして、近隣の〇〇の人たちにどうかという話をしたんですけど、うちも買ってほしいくらいだというようなことで、とても話が先にいかないが、家は買い手が見つかってきて、さあどうしようということになって、なんとかしてくれんかといわれたものですから、私も田んぼは昔したことありますけど、今出来るような機械をもっているわけでもないの、ちょうど知り合いの人が近くにいたものですからその人にちょっとお願いをしたところ、見にも来てくれて何とかなるんじゃないかなということで、そこからスタートしたんですが、さっき行政書士の方が言ってくれたようになかなかあそこは国道から下を全部荒らしてしまっていて、水路自体はあるのはあるんですけど、あそこ1軒だけで上から水を連れてこないといけならしいです。それを〇〇さんという人は昔からやっていて自分の1軒のために全部整備して連れてきてたらしいんですけど、なかなかこっちの我々知らんものがあるってそこに水を連れてくるというのはとても大変ということになって、草刈は毎年してもらってたんですけど、なかなかこのままではどうにもならんし、今年はすごく草が多くなったんで、1回重機で根から剥いてみようかということになって、剥いでいる最中なんです。〇〇の物件もそうなんです。近くに宅地がありまして、その宅地の話だけが出来たところ、その人は大阪におられるんですけど、81歳でこれを機会に全部始末したいということになって、近所

の人を探してもなかなかいないものですから、うちでもつしか仕方ないかなと
なって、話をさせてもらったところなんです。我々としても田んぼなり、畑な
り、果樹園なり近隣の人に迷惑をかけないようにしていかなといけないので、
その手立てだけは近所の人をお願いしたりしながら今やっている状態なんで
す。

【議長】はい、他にご意見ないですか。それではないようですので、これで、
終わりたいと思います。今後とも適切な管理をひとつお願いして、本日はどう
もご苦労さまでございました。ありがとうございました。

<申請人は退室する>

【議長】それではご審議願います。ご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それでは1番案件の審査をします。1番案件を許可するということに
賛成の方の挙手をお願いいたします。

【議長】はい、ありがとうございます。1番案件、賛成多数で許可といたしま
す。

【9番委員】それについて、附帯ということで、前回も言いましたように今後
注視をしていく必要があるかなと思いますので、今回は念書というのは出して
いただかないけれども我々も注視していくということの附帯をつけた上での許
可、許可というか条件に合わなかったものは不許可になるわけで、そういう附
帯をつけての許可ということでお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【5番委員】3条の場合、皆、誓約書もらっていませんか。

【事務局】普通はもらってないです。

【5番委員】前回のはもらっているのか。

【事務局】もちろんもらうことも出来ます。

【9番委員】貰っても一緒だと思う。

【5番委員】そうだと思うが。

【9番委員】我々も注視をしていくと。それでよくなってない許可は無効だか
ら元に戻さないと仕方ない。元に戻すというのは所有権を。

【6番委員】説明ありましたが、まず〇〇さん自身は本業は違うんだらう、
建築屋さんだ。ということは、今果樹園とかどうのこうの言われてましたけ
ど、本当にやる気あるのか疑わしい部分があるように感じましたし、地理的に
国道の裏、家の裏ですので見えにくいので、恐らく1年あとにでも確認にいか
ないといけないんじゃないかなと思う。

【9番委員】決して擁護するわけやないけど、状況を聞くと水はこないし、だ
からといって誰か管理していかないといけない。それを〇〇も含めて責任をも
って管理してもらえるとということになれば、我々農業委員会とすると放棄地に

ならないで済むのかなというところまで譲れば。元に戻すというのがあの地域全体をやってからでないとい水はいかないし、川は？

【6番委員】場所的に水はこないです。国道をまたいだところなので。

【議長】本人が言われるように田んぼは自分らでも無理だという感じ。畑か果樹園にしたいと。どこまでできるか分からないが、それを今、言われたように2年後、3年後かに確認する。もう許可出してしまったらどうしようもできない。

【9番委員】しかし、ちゃんとやってもらわないといけない。

【議長】それで、今の部分については賛成をいただきましたので、あとの2番、3番、4番の今回出てきた分について賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。全部許可ということで。挙手全員ですので、『議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について』は、本議案について決定とさせていただきます。

続きまして『議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。1件ございます。番号1、申請者は〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇〇〇、〇〇〇〇。地目は登記、畑、現況、宅地、登記、田、現況、畑。面積は76㎡、185㎡。利用状況は不耕作、10a当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示ですが、都市計画区域内第一種中高層住居専用地域農業振興地域外です。転用目的は駐車場。事業又は施設の概要について、駐車場3台分、物置1棟となっております。申請地に小屋が建っておりますので始末書がついております。申請地は、住宅地の中にありまして、隣接農地は申請者所有の田のみとなっております被害防除策もとられております。申請地の〇〇に昭和62年頃に農業用小屋を建設し、トラクター等を格納しておりましたが、申請者の父が亡くなり農業を営まなくなったことから車庫として使用しているため、始末書が提出されております。申請地は用途地域内の農地で、第3種農地に該当するため、転用可能と判断しております。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

【6番委員】〇〇ですので、国道27号線から〇〇の信号を超えて左の方に土木の方へ入る道があると思うんですけどその手前を左に曲がった住宅地の中にございました。今、報告がありましたように感じとしては周りは住宅が密集し

ておりますので、ここで耕作するよりも駐車場に転用したいということですので、これについては問題ないということで報告させていただきます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。それではないようですので、賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、申請どおり県へ進達させていただきます。続きまして『議案第53号 農地転用事業計画変更について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】議案第53号、農地法第5条の規定による許可を受けた下記の者から転用計画等を変更する農地転用事業計画変更申請書が提出されているので、その承認を求めます。番号1、福井県指令嶺若サ第〇〇号、平成21年1月20日許可。変更内容、事業者および転用目的の変更。当初計画、当事者、〇〇〇〇、〇〇、職業、自営業、転用目的、住宅建築、駐車場。所在地番、〇〇〇〇、畑、251㎡。区域、都市計画区域内、用途指定なし、農業振興地域内農用地区域外。変更計画、事業承継者、住所、〇〇〇〇。〇〇。職業、会社員。転用目的はドッグラン等。所在地番、同上。区域、同上となっております。事業計画変更理由としまして、申請地に隣接する当初事業者の住宅が空き家となったため、当該住宅を購入予定の事業承継者が、申請地も購入し住宅と一体的に利用したいためとなっております。本案件は当初事業者の〇〇さんが平成21年当時土地所有者で義理の母、〇〇さんの隣に住むために住宅を建設する計画でしたが許可後所有者の〇〇さんが転居したために〇〇さんの住宅が空き家となり〇〇さんがこれに住むことになったため住宅を建設する必要がなくなり申請地は転用事業がなされないままとなっております。今回〇〇さんも高齢となった義理の母、〇〇さんの元に転居することとなったため、その空き家となった住居に事業承継者の〇〇さんがこの住宅を購入することとなり宅地に隣接する申請地も一緒に購入しドッグラン付きの庭として住居と一体的に利用する計画となっております。事業計画としましては住居側はバーベキュースペースとして砂利敷きにし、奥をドッグランとして芝を張りフェンスを設置する計画です。ドッグランは自分の飼い犬を遊ばせるためのスペースということです。本案件は申請地が造成等されておらず、農地のままとなっていることから事業承継者の〇〇さんに対して5条の許可も必要であるということで5条の申請も同

時に受け付けておりこの後の議案で説明致します。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

【6番委員】場所的には県道〇〇線のちょうど〇〇の中ほどでございます。写真でご覧いただけますようにこのような状態になってまして、一応、防草シートなんかも張ってありますが、ここに砂利を敷いて整理してということでございます。特に今の説明どおりでやっていただいても問題ないかと判断しております。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何か質問等ございませんか。

【9番委員】ドッグランは農業の用に供するわけじゃないが、それって許可が要るのか。単に囲いをして犬を放すだけだが、それは許可がいるか。農業に供しないから。

【事務局】そうですね。例えば、除雪の雪置場などでも転用が必要になります。

【5番委員】何も作物植えないんですから、やっぱり要ると思うんです。ただそのドッグランというのは以前、〇〇でもあったんですけど、非常にグレーなところがありまして、何匹飼うか知りませんが、この周り非常に分かりづらい平面図なんです。ですけど、これ写真見ていると周りに家があるんですね。〇〇のときも皆さんから質問が何故か私にきましたが、犬が吠えてやかましくないか、周りは大丈夫なのかというようなご質問受けたんですけど、その辺りがちょっとグレーの部分でよく分からないですが、1匹、2匹なら問題ないかなと思いますが。ブリーダーのように何十匹もここで飼われると大変なことで、なぜこんなところ許可したのかとか近所の人から農業委員会に苦情が来ないとも限らないので。その辺りはしっかり申請される方もご報告いただきたいなと思います。あとちょっと綺麗な平面図をつけてほしいなと思います。私は現地調査員で現地見たから分かるんですけど、見にくいと思うんです。

【9番委員】この〇〇さんという方はこの農地に隣接する家を買われるんですね。ということは、この写真でいう赤い屋根の後ろが農地か。

【6番委員】いや、この写真の家らしきのは物置で、買われる家はこれから出てくると思うが、右の手前です。

【議長】他にございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第53号 農地転用事業計画変更について』は、申請どおり県へ進達させていただきます。

す。続きまして『議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。2件ございます。番号1、申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇〇〇。地目は登記が畑、現況が畑、面積は251㎡。利用状況は不耕作。10a当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示ですが都市計画区域内用途指定なし農業振興地域内農用地区域外です。転用目的はドッグラン等。事業又は施設の概要として、ドッグラン・バーベキュースペース・物置1棟です。申請の経緯につきまして先ほどの計画変更の議案で説明いたしましたが既に転用許可が出ている農地の転用が完了していないものを譲受人を代えて事業計画を変更して転用するものです。平成21年の5条許可は当初事業者の〇〇さんに対するもので、所有権移転する事業承継者の〇〇さんに対して5条許可が必要なことから今回申請をされています。事業内容については先の議案で説明した内容であるため省略させていただきます。申請地はその他2種農地に該当し日常生活上必要で集落に接続しているため、転用は止むを得ないと判断しております。続きまして番号2、申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇〇〇、他2筆。地目は登記が田、現況が田、登記が雑種地、現況が田。面積は合計1214㎡。利用状況は水稻。10a当収穫高は450kg。土地利用等関係法令表示ですが都市計画区域内用途指定なし農業振興地域内農用地区域外です。転用目的は集合住宅建築。事業又は施設の概要としまして、集合住宅2棟、12戸分です。申請地は北側に長年耕作されていない狭小な農地があるのみでこのほかには隣接農地はありません。隣接農地所有者には計画について了承済みで被害防除策はとられています。本申請で計画されている面積は必要最低限であり、妥当であると思われまます。申請地は第2種農地に該当し、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、転用は止むを得ないと判断しております。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

【6番委員】〇〇の案件はよろしいですね。それでは〇〇です。国道沿いに〇〇がありまして、〇〇の裏手という風にご理解をしてください。ここに〇〇の街道がございます、今回の場所はここになります。この道から行くと少し低いんですけど、ここが申請地でございます。周りは全て住宅になっておりますので、今は耕作がされていないところが住宅地に申請ということですので環境的には何ら問題ないかなど。ひとつだけここに三角地があるんですけど、ここ

だけ残ってくる部分がございまして、ここにはおりられる階段がございましたので、お寺の土地らしいですけど特に迷惑かけることもございませんので申請に関しては問題ないかなという風に判断しました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご質問等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。それではないようですので、申請どおり県へ進達することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、申請どおり県へ進達させていただきます。続きまして『議案第55号 現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】議案第55号 現況証明申請について、説明させていただきます。1件ございます。番号1、申請者、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、〇〇〇〇、〇〇〇〇。地目は登記簿が畑、現況が非農地。面積は合計1038㎡。証明を必要とする理由につきまして、昭和53年に居宅を新築し、敷地全体を建物の敷地として利用を開始した。現況にあった地目に変更したい、とのことです。本案件は昭和53年にこちらのおうちを新築する際に5条申請をし、昭和53年3月に転用許可済となっておりますが登記する際に所有権移転のみして、地目を変更しなかったため、登記上農地のまま残っております。本来であれば許可が取り消されていない証明をするところではありますが許可書の写しが残っていないため、証明をすることが出来ないために今回現況証明の申請をされました。本申請には税務課の建物評価証明が提出され20年以上前から宅地として利用されていることが確認できるため、証明については止むを得ないと思われれます。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。続いて、現地調査委員の報告をお願いします。

【6番委員】〇〇地区です。〇〇といいましても国道162号線から名田庄に向いていただいて〇〇地区の右手の集落と御理解ください。周りは全て田んぼとなっております。ここに今回申請されております〇〇さんのおうちが建っております。特に周りは何もございませんし、正しく申請されるということで何ら問題ないかなと思います。ここら荒地になってまして、〇〇さんが管理されている。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、申請を許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第55号 現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。続きまして『議案第56号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】議案第56号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について。小浜市農業振興地域整備計画の変更を県へ申し出たいので農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、小浜市農業委員会の意見を求めます。編入が1件、除外が3件ございます。番号1、変更場所、小浜市〇〇〇 他13筆、面積、田、合計4,932㎡、土地所有者、〇〇〇〇、〇〇他8名。編入理由、〇〇地域で土地改良事業を実施するにあたり、同事業の対象農地を農用区域に編入する必要があるため。編入理由の詳細について奥村から説明いたします。

【事務局】それではまず編入について説明させていただきます。また農業振興地域の概要だけ事前に説明させていただきます。整備計画の農業振興地域といえますのは小浜市内では、小浜・雲浜・西津以外の地域はほぼ指定されておりました。今後10年以上に渡って農業振興を図ることが適当であると認められる地域を指定しているものでございます。また農地は1種、2種、3種農地という種別で農地転用ができる条件が変わるということでございますけど、またそれとは別の考え方から農地を捉えまして農地として守って活用していこうという考え方から農業振興地域、その中でも農用区域というのが指定されております。多面的機能支払交付金をはじめとした補助金を活用しようとするすと農用区域内の農地であることが条件となっておりますし、また相続税など通常より低く抑えられていたりするなど補助制度上、税制上優遇されております。その反面、この農用区域につきましては指定されないと農地転用は出来ません。農地転用を行う際には農用区域から除外してその後農地転用を行うという流れになります。この農用地自体ですが、要件が定められておりますし県知事の同意がなければ除外や編入が出来ないということになっております。今回、県に意見を求める前に小浜市の方が農業委員会や嶺南振興局、JA、都市整備課等の関係機関に対して意見照会を行うんですが、その内の農業委員会への照会の部分について皆さんにお伺いをしているところでございます。農業振興整備計画の1件目、編入でございますが、現地調査資料を見ていただきますと記載させていただいておりますけど、今回、〇〇地区におきまして農振編入

を行いたいということでこちらは、土地改良を飯盛地区は行っておりますけど追加で土地改良を行いたいというところについて編入を行うものでございます。平成30年に一度、〇〇地区は土地改良区域で農振地に入っていないところは編入の審議をさせていただいているんですが今、この3箇所追加ということになります。①は一団の農用地の端の部分になりますが農振に編入したいということでございますし、②については、先々月に3条の申請がございました農地を含めまして農振編入をして土地改良を行うということでございます。③につきましては現在、舞若道とJRとの間に耕作されない山林原野化した農地が広がっているんですがそこも土地改良区域に入れたいということで、現場の写真では草が生い茂って非常に荒れた状況なんですけど、農振編入をして土地改良をして耕作出来るようにするというものでございます。編入についての説明は以上でございます。続きまして田中から除外につきまして説明をさせていただきます。

【事務局】続きまして議案に沿って説明をさせていただきます。番号2、変更場所、小浜市〇〇〇〇、面積、畑416㎡、土地所有者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。除外理由、住宅建設。事業計画者、〇〇〇〇、〇〇。対象地は〇〇の集落内の〇〇神社の東側に位置しております。対象地は現地調査資料の写真を見ていただきますとお分かりいただけるかと思いますが、このように砂利敷きになっておりまして、次のページの配置図も見ていただきますと、母屋の3分の1ほどが対象地にかかっておりまして、隣接する宅地に申請者の住宅を約50年程前に建築して依頼、家族の駐車場など宅地の一部として利用しているとのことです。今回、申請者の孫が宅地の〇〇〇〇に住宅建築を計画しておりまして家族が増えることから今後も宅地として利用したいために現況に合った地目に変更する必要がございます。対象地は長年、宅地として利用されており農地への復旧は困難となっています。今回の農振除外ができましたらその後、現況証明の申請を予定しております。申請地はその他第2種農地に該当し集落内に位置する小区画の農地であるため農用地の集団性、農業用効率的総合的利用へ支障を与えるものではありません。隣接農地はなく、地元との合意も為され除外は止むを得ないと思われれます。続きまして番号3、変更場所、小浜市〇〇〇〇、面積、畑、225㎡。土地所有者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。除外理由、住宅建設。事業計画者、〇〇〇〇、〇〇。対象地は道の駅から〇〇川を挟んで西側、自動車学校の東側に位置しております。対象地は現在所有者が耕作しておりますが、申請者の孫が住宅建設を計画しているため、家族が近隣にいる当該地を申請者の孫の住宅用地に利用したいというものです。対象地は住宅事業用施設が連たんしている区域に近接する10ヘクタール未満の区域であることから第2種農地に該当し住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住するものの

日常生活上、又は業務上、必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため転用は可能です。対象地は集落内に位置する小区画の農地であるため農地の集団性、農業上の効率的総合的利用へ支障を与えるものではありません。周辺農地への被害防除策はとられ隣接農地所有者へ説明済みで了承を得ており除外は止むを得ないと思われます。続きまして番号4、変更場所、小浜市〇〇〇〇、面積、田、37㎡。土地所有者、〇〇〇〇、〇〇。除外理由、駐車場整備。事業計画者、〇〇〇〇、〇〇。対象地は〇〇の集落の東側、多田川の西側に位置しております。対象地は道路の拡張と度重なる多田川の河川改修工事により地積は37㎡となっており、現地調査資料の写真を見ていただいても分かりますように大変狭い土地であることから大型農業用機械を使った耕作は不可能でありますし、隣接する農地もないことから水利の確保も困難な土地となっております。また所有者が東京在住であり長年、不耕作の状態です。草刈等の維持管理作業も困難となっております。対象地の隣地にある〇〇寺には駐車場が5台分しかなく大変狭いため、対象地を追加の駐車場として活用したいというものです。対象地はその他第2種農地に該当し、申請にかかる土地の周辺の地域に居住するものの日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから転用は可能です。また対象地は集落内に位置する小区画の農地であるため農用地の集団性、農業上の効率的、総合的利用へ支障を与えるものではありません。隣接農地はなく地元の合意も為され除外は止むを得ないと思われます。また別添資料としまして、農業振興地域農用地区域の除外5要件をお配りさせていただいております。そちらにまるをつけさせていただいておりますが、2番、3番、4番ともに要件を満たしておりますので除外は止むを得ないと思われます。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第56号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。続きまして、『報告第6号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明をお願いします。

【事務局】報告第6号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について。下記の農地について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が提出され、受理通知書を発行したので報告いたします。番号1、氏名、〇〇、住

所、〇〇〇〇。所在地番、〇〇〇〇他9筆、地目は登記、田、現況、田、登記、畑、現況、畑、登記、畑、現況、宅地。合計面積は10,174㎡となっております。届出のあった中に違反転用と思われる土地が含まれておりましたので農地法の許可を得るように案内文書を受理通知書に同封して送付しております。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。これですべての議案を終了しました。第13回農業委員会を終了させていただきます。

令和 年 月 日

【議長】

署名委員
